

構造改革特別区域計画書

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野県北安曇郡小谷村

2. 構造改革特別区域の名称

小谷杜氏の郷特区

3. 構造改革特別区域の範囲

長野県北安曇郡小谷村の全域

4. 構造改革特別区域の特性

(1) 小谷村の概要

小谷村は長野県の最北西部に位置し、東は東山から天狗原山に連なる稜線をもって長野市鬼無里及び新潟県妙高市に接し、西は白馬連峰を境として新潟県に、南は白馬村、北は新潟県糸魚川市に境する中山間地域である。

村の総面積は 267.91k m² 東西 14 km、南北 20.5 km、村の中央を北流する姫川を底辺〔標高 350m〕に、標高 1,600m ~ 2,800m の高山に囲まれた急峻な渓谷型の地勢であって、この姫川に沿って縦断する糸魚川静岡構造線により脆弱な地質地帯となっている。林野が総面積の 88%〔23,680ha〕を占め、農地はわずか 2%〔618ha〕と少なく、姫川及びその支流の土谷川、中谷川に沿って 54 の集落が散在する山村である。

年間の気温は、平均 10.2℃、年間降水量約 2,010mm と多雨多湿で、日本海側の気候に属す。渓谷型の地形のため日照時間が短く、12 月上旬から 4 月上旬まで及び冬季は、積雪量もおよそ 2 m と長野県内でも屈指の豪雪地帯である。

(2) 観光業の低迷と農業の衰退

長野県の北西部、富山県と接している地域は、白馬連峰北アルプスが連なり中部山岳国立公園に指定されている。また、新潟県妙高市と接している雨飾高原付近は、上信越高原国立公園に指定されており、小谷村は二つの国立公園を持つ。このような環境の中、昭和 30 年代の村の主産業は農業であったが、山間地における脆弱な生産基盤と農業を取り巻く社会情勢の変化により、北アルプスの恵まれた自然を活かした観光産業中心の村へと変化し、特にスキー場開発により大きな発展を遂げてきた。スキーブームと好景気に支えられ、平成 6 年頃にはウインターシーズンの延びにより年間観光客数のピ

ークを迎えたが、近年の経済不況やスキー人口の減少等により、取り巻く環境は大変厳しい状況になっている。

また、近年の健康ブームにより温泉保養や登山、トレッキング、ハイキング、植物観察などのグリーンシーズンの入り込みは微増しているが、自然相手であるがゆえに天候に左右されやすく、定着にはつながっていない。

表1 過去12年の小谷村延利用者数 (長野県利用者統計調査より 単位:百人)

H5年	H6年	H7年	H8年	H9年	H10年	H11年	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年
15,182	20,395	16,920	17,341	16,779	14,195	14,619	13,880	12,739	12,004	11,542	9,812

農業においては、村の面積の2%たらずの耕作地はほとんどが水稲単作地帯であり、豪雪地帯のうえ急峻、脆弱な地質であるため、地すべりなどの被害も多く、生産性が向上しない。また消費需要の多様化や流通ルートの普及、就業形態の変化により農業離れが進んでいるうえに、高齢化が進んでおり、農業従事者の減少と後継者不足が心配される。

一方、野菜、山菜、特産品などの直売所整備や地産地消の動き、集団営農による労働力軽減と生産性の向上の動きが活発化し始め、村民の農業意識も変わりつつあり、小さいながらも明るい兆しがでてきている。

作付面積の推移

(ha)

H7年度	H9年度	H11年度	H13年度	H15年度	H17年度
377	329	303	289	268	278

5. 構造改革特別区域計画の意義

スキー産業の低迷により、村の観光は大きな転換期を迎えている。様々な観光地があるなかで、どれだけ個性的なアイデアで誘客できるかも一つの課題となっており、農業を主体としたグリーンツーリズムの推進や、長期滞在・体験型の誘客戦略、地産地消の推進など、村の自然や資源を上手に利用し誘客する方法を考えていくことが必要となっている。

農業においても、平成11年に『道の駅おたり』がオープンし、地域農作物の直売や、転作田を活用した特産品開発により、訪れた観光客のお土産などに利用してもらおう取組みが、村・地域を上げて活発になり、これによる農業利益の向上、観光と農業の連携に期待が寄せられている。

このような状況を踏まえ、観光業と農業を連動する具体的な施策として『特定農業者による濁酒の製造事業』を位置づけ、村内の農家民宿等で地元米を使

用した濁酒を提供することにより、農家民宿の付加価値を高め、都市部との交流を拡大し、低迷する観光業及び衰退する農業の活性化を図る。

小谷村は古くから続く杜氏の文化があり、酒造りの技術は全国的にも高い水準にあることで知られている。このような地域特性を踏まえ、『特定農業者による濁酒の製造事業』はまさに必要な施策であり、当村の重要な伝統技術を伝承していくことも期待される。

6. 構造改革特別区域計画の目標

構造計画特別区域法の特例措置による本計画は、小谷村第4次総合計画・後期計画の目標を具現化するものである。具体的には『特定農業者による濁酒の製造事業』をはじめとしたグリーンツーリズムや地産地消の推進など観光業と農業を結びつけた施策により、通年にわたり誘客できる価値のある宿を育成し、入込み観光客数の増加を図り、観光業の活性化を実現する。また、特産品の開発を行うことで道の駅での売り上げ増なども期待でき、安定した農家経営を実現することにより、農業の衰退に歯止めをかける。

更に、『特定農業者による濁酒の製造事業』により、小谷村の伝統である杜氏の技術の伝承を行い、もって地域の活性化を実現するものである。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 入込み観光客数の増加

平成20年度で対17年度5%の増加を見込む

(百人)

	H17年度	H20年度
入込み観光客数	9,046	9,500

(2) 耕作放棄地の減少

(ha)

	H17年度	H20年度	H23年度
耕作放棄地	200	198	196

(3) 新規就農者の育成

(人)

	H17年度	H20年度	H23年度
新規就農者	0	5	10

(4) 濁酒製造事業者数

(人)

	平成18年	平成20年	平成22年
濁酒製造事業者数	6	8	10

8 . 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

9 . 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業
に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が
必要と認める事項

(1) 小谷杜氏の技術伝承事業

豪雪地帯で1年の半分近く雪と生活している小谷では、昔から杜氏として冬の出稼ぎに出る人が多かった。酒造りの技術が高く評判が良い小谷杜氏であるが、時代の流れとともに、かつては50人以上もいた杜氏が、現在では11人となり、高齢化も進んでいる。観光業の発達により冬の出稼ぎの必要も減り、後継者不足による小谷杜氏の技術の伝承が危ぶまれている。この技術を後世に伝えていくためにも「小谷杜氏の郷特区」を通じて、講習会や技術指導を実施し、酒造りに関わり、酒造りの担い手となる人材を育成する。

(2) 新規就農者支援事業

小谷村営農支援センター（構成団体：北安曇農業改良普及センター・大北農業協同組合・小谷村農業委員会・小谷村役場）、小谷村農業技術者連絡協議会（構成団体：北安曇農業改良普及センター・大北農業協同組合・小谷村役場振興課農林係）の連携により、新規就農者を支援する。

(3) 小谷村特定農地貸付事業

村内の遊休農地を用いた、棚田オーナー制度を小谷村田んぼオーナー推進会議（構成団体：小谷村・村内3地区の集落営農団体（伊折地区・池原地区・中谷地区））が中心となり、農地貸付事業をさらに推進するにあたり、当村に訪れたオーナーをもてなす宿泊施設として、特区内の農家民宿を利用する。

(4) 特定法人貸付け事業

当村の中心的観光施設である『道の駅おたり』や営業施設において、製造

した濁酒を訪れたお客様へ提供することにより、遊休農地の解消と地産地消の増進、さらには小谷杜氏の宣伝に結びつけ当村活性化を図る。

(5) 観光宣伝事業

小谷村と小谷村観光連盟が主体となり、小谷村商工会等と連携し「濁酒を提供できる村」として、パンフレットやホームページなどで幅広く宣伝し、観光客増を目指す。

別紙 構造改革特別区域において実施し又は実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙（特定事業番号 707）

1．特定事業の名称

特定農業者による濁酒の製造事業

2．当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内で、農業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者で、自ら生産した米等を原料として濁酒を製造しようとする者

3．当該規制の特例措置の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4．特定事業の内容

（1）事業に関与する主体

上記 2 に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

（2）事業が行われる区域

長野県北安曇郡小谷村の全域

（3）事業の実施期間

上記 2 に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

（4）事業により実現される行為や施設などの詳細

特例適用により、特定農業者が酒類製造免許を取得し自ら生産した米等を原料とした濁酒を製造することが可能となり、村内宿のサービスに付加価値を付け、従来のリピーターに加え、新たな客層の開拓が予想され、観光業の活性化が図られる。また、後継者不足である杜氏の技術の伝承者として特定農業者を位置づけ小谷村の技術保存を図る。

5．当該規制の特例措置の内容

当村が推進するグリーンツーリズム事業の柱となる農家民宿により当村の米を原料とした濁酒を提供することにより村内宿のサービスの向上と地産地消の推進、さらに酒造り技術の伝承を図るため、酒税法第 7 条第 2 項の特例措置を講ずる。

当該規制の特例措置により、旅館や民宿等を営む農業者が自ら生産した米を原料に濁酒を製造する場合、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。この特例措置を活用し、濁酒を製造、そして特産品と位置付け、来客者に提供することでグリ

ーン・ツーリズムにおける誘客の促進及び交流人口の一層の拡大が図られる。
また、地域の農業者に新たな農業経営の可能性を示し、農業の維持・発展に
寄与する。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務
者として必要な納税申告や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や
調査の対象となる。

また、無免許製造や特定事業実施者の納税義務違反の防止に向け、町の広
報の活用や現地指導により周知の徹底を図る。